

令和 7 年度熱海市図面作成業務（単価契約）

仕 様 書

第 1 条 適用範囲

本仕様書は、熱海市が実施する「令和 7 年度熱海市図面作成業務（単価契約）」に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は「設計業務等共通仕様書 令和 5 年 5 月 中部地方整備局」（以下「共仕」という。）とする。

上記について、改訂、更新等が行われた場合、常に最新のものをを用いて行うものとする。

なお、本業務に必要な事項については除外する。

第 2 条 目的

本業務は、事業を円滑かつ速やかに執行するために図面を作成し、工事数量をとりまとめることを目的とする。

第 3 条 品名等及び発注予定数量等

品 名	規 格	予定数量(枚)	備 考
平 面 図	A - 1	6	
縦 断 図	A - 1	6	
平 面 及 び 縦 断 図	A - 1	6	
横 断 図	A - 1	3 0	
標 準 横 断 図	A - 1	6	
小 構 造 物 図	A - 1	6	
各 種 展 開 図	A - 1	6	
一 般 構 造 物 図	A - 1	6	
調 査 測 量 図	A - 1	4 2	
数 量 計 算 書	A - 4 ~ A - 3	1 1 8	
設 計 計 算 書	A - 4 ~ A - 3	6 0	

第 4 条 発注方法

図面作成発注書により発注する。なお、業務の詳細については、調査職員から業務着手時に指示する。

第 5 条 業務の範囲

1. 本業務は、道路の構築及び河川の改修にかかわる既設資料を用い、施工単位に分割、修正、とりまとめを行うものである。なお、修正の程度は、別表に示すとおりとする。
2. 本業務の範囲は、設計条件を一部変更して、安定計算・応力計算等を行って断面の決定を行う程度の設計計算を含むものとし、高度な線形計画及び複雑な構造計算を要するもの等は対象としない。

第6条 業務価格

本業務の価格は、次式により算定した単価に、発注枚数を乗じて得た額とする。ただし、道路事業における①工種係数及び②車線係数については、平面図、平面及び縦断図についてのみ対象とし、河川事業における工種係数については、平面図、縦断図、横断図についてのみ対象とし、他の品名については同係数を1.0として算定する。

$$1 \text{ 枚当り単価} = \text{契約単価} \times \text{工種係数} \times (\text{車線係数}) \times \text{難易度係数}$$

なお、各係数の適用工種は別表による。

※車線係数は道路事業のみ対象とする。

①工種係数

(道路事業)

区分	改良	舗装	改良舗装	舗装修繕
係数	1.0	1.1	1.3	1.0

(河川事業)

区分	築堤護岸詳細		築堤詳細		護岸詳細 (片岸)	
	片岸	片岸 坂路有	片岸	片岸 坂路有	根固有	根固 のみ
平面図	1.0	1.2	0.7	0.8	0.4	0.2
縦断図	1.0	1.2	0.7	0.8	0.4	0.2
横断図	1.0	1.2	0.7	0.8	0.4	0.2

②車線係数

(道路事業)

区分	車線のみ	歩道又は側道付き	歩道又は側道のみ
係数	1.0	1.1	0.9

③難易度係数

難易度	1	2	3	4	5	6	7
係数	1.75	1.50	1.25	1.00	0.75	0.50	0.25

④本業務価格には、現地状況を把握する費用を含む。

第7条 用語の定義

用語の定義は、別表に示すとおりとする。

第8条 業務場所

発注者は、受注者に業務場所を指定することがある。

第9条 成果物

成果物の提出は次の通りとする。

図面一式（原図又は電子データ一式、印刷物1部）

数量表等（電子データ一式、印刷物1部）

第10条 成果物の納入及び検査

成果物は納入の都度、規格、数量、その他必要と認める検査を受けるものとする。検査の結果、不合格がある場合は、発注者の指定する日時までに受注者の負担にて再製又は修正し、再検査を受けるものとする。

第11条 設計図面作成

図面の作成にあたっては、「C A D製図基準 [平成29年3月]」に基づき作成しなければならない。

第12条 配置予定管理技術者の資格

(1) 配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

- ① 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ② 博士（土木工学に関する研究）
- ③ R C C M（道路又は河川、砂防及び海岸・海洋）
- ④ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

※ R C C M資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。

(2) 配置

管理技術者の変更は原則としてできない。但し、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの調査職員の承諾を得なければならない。

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

第13条 その他

(1) 入札は、単価内訳書に記載した各項目単価に予定数量を乗じた総額価格で行うが、契約については単価契約とし、実績に応じて委託料の支払いをする。

(2) 受注者は、この契約期間内に納入した業務の合計数量が、第3条に定める予定数量に満たなくても、これを理由として契約金額の変更はできない。

(3) 本仕様書に明記していない事項又は疑義のあるときは、受発注者にて協議して定めるものとする。

別表

用語の定義

1. 地形区分

地形は、平地、丘陵地、山地に区分されるものであるが、本業務においては、詳細設計の完了しているものの、分割、修正、とりまとめを前提とした図面作成であるので適用しない。

2. 工種区分

(道路事業)

改 良：下層路盤工までの工事

舗 装：路盤工から上層の工事（いくつかの改良工事を含む）

改良舗装：改良又は舗装が合わさった工事（工種の多いもの）

舗装修繕：舗装の打ち換え、切削、オーバーレイ工事

(河川事業)

築 堤：築堤工事全般

護 岸：低水護岸で根固工を含む工事。ただし、高水護岸は根固有を使用する。

築堤護岸：築堤及び護岸を含む設計

3. 車線区分

(道路事業のみ対象)

車 道 の み：車線数により難易度を考慮

歩道又は側道付き：車線に歩道又は側道が付くもの

歩道又は側道のみ： —

4. 難易度係数

適用部分： ☐

難易度	1	2	3	4	5	6	7
係数	1.75	1.50	1.25	1.00	0.75	0.50	0.25
設計条件の変更による図面の修正							
既設計図面から当該工事部分を抽出 又は工事完了部分を除外し、当該工 事部分を抽出（別葉とする場合）							
既設計図面に既施工部分を挿入し、 当該工事部分を抽出							
既設計図面を一部抹消、表示内容の 修正							
既設計図面に設計条件等の変更に伴 う補足測量成果を記入							

難易度 1： 詳細設計済みであるが、設計条件（設計の指針とする基準等の改定、追加された地元要望の採択）の変更のため、設計図面に修正の必要が生じ、他種別の図面等への影響を照合しつつ修正するもので、その程度が特に大なもの。

難易度 2： 同上で、その程度が大なもの。

難易度 3： 同上で、その程度が中なもの。

〃 ： 既設計図面から当該工事部分を抽出する。または、工事の完了部分を除外し当該工事部

難易度 4： 詳細設計済みであるが、設計条件（設計の指針とする基準等の改定、追加された地元要望の採択）の変更のため、設計図面に修正の必要が生じ、他種別の図面等への影響を照合しつつ修正するもので、その程度が小なもの。

〃 ： 既設計図面から当該工事部分を抽出する。または、工事の完了部分を除外し当該工事部分を抽出するもので、その程度が中なもの（新規図面とする場合）。

難易度 5： 既設計図面から当該工事部分を抽出する。または、工事の完了部分を除外し当該工事部分を抽出するもので、その程度が小なもの（新規図面とする場合）。

〃 ： 既設計図面に既施工部分を挿入し、当該工事部分を抽出するもので、その程度が大なもの。

難易度 6： 既設計図面に既施工部分を挿入し、当該工事部分を抽出するもので、その程度が小なもの。

〃 ： 既設計図面の一部抹消、表示内容を修正するもので、その程度が大なもの。

難易度 7： 既設計図面の一部抹消、表示内容を修正するもので、その程度が小なもの。

ただし、調査測量図は、図面枚数 2 枚/補測日数 1 日を標準（＝難易度 4）とする。

5. 数量計算書

横 断 図： 土量、芝付、護岸、瀬替、水替の計算書

小 構 造 物 図： 掘削、床掘、埋戻、コンクリート型枠、基礎礫、裏込、鉄筋等の計算書、豆図を併記する。

一般構造物図： 掘削、床掘、埋戻、コンクリート型枠、基礎礫、裏込、鉄筋、足場、支保工等の計算書、豆図を併記する。

各 種 展 開 図： 舗装、法面等の計算書

6. 構造物

小 構 造 物：応力計算をせず、従来の経験から設計できるもの。

擁 壁：H = 2.0 m以下で、小規模な重力式擁壁又はブロック積等。

側溝（無筋）：U型、L型側溝のプレキャスト又はこれと類似タイプの現場打ちで、補強鉄筋のないもの。

側溝（有筋）：現場打ちのU型、L型側溝等で、補強鉄筋のあるもの。

管 渠：基礎及び補強も含み、標準設計にあるもの。

街 渠：L型ガッター縁石等、プレキャストで、歩道分離帯等に使用するもの。

7. 調査測量図

経年変化による地図修正、横断面図の補測による図面修正等、簡易な現地測量を実施する。

8. 縮尺（参考）

- ・ S=1/1,000 ： 一般平面図
- ・ S=1/ 500 ： 一般平面図又は交差点平面図
- ・ S=1/ 300 ： 一般平面図又は交差点構造物等の平面図
- ・ S=1/ 200 ： 一般平面図又は交差点構造物等の平面図、測量中の大きい横断面図、標準断面図、小構造物・一般構造物の一般図、断面図、舗装・法面等の展開図
- ・ S=1/ 100 ： 一般平面図でも特殊物件に使用する標準的な横断面図及び標準断面図、舗装・法面等の展開図
- ・ S=1/ 50 ： 断面の小さい横断面図及び標準断面図、構造物の一般図、詳細図、舗装・法面等の展開図
- ・ S=1/ 30 ： 構造物の詳細図、配筋図、断面図等
- ・ S=1/ 20 ： 構造物の詳細図、配筋図、断面図等
- ・ S=1/ 10 ： 構造物の詳細図、配筋図、断面図等

- ・ H=1/ 200 : 管渠・側溝等の縦断面図（小構造物）、舗装・法面等の展開図
V=1/ 200

- ・ H=1/ 500 : 一般縦断面図、舗装・法面等の展開図
V=1/ 200

- ・ H=1/ 200 : 管渠・側溝等の縦断面図（小構造物）、舗装・法面等の展開図、側溝・擁壁等の展
V=1/ 50 開図

- ・ H=1/1,000 : 一般縦断面図、管渠・側溝等の断面図
V=1/ 100

- ・ H=1/ 100 : 管渠・側溝等の縦断面図、側溝・擁壁等の展開図
V=1/ 100